

令和3年1月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年1月12日 午後3時05分

第一委員会室

2 閉会日時 令和3年1月12日 午後3時40分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	澁田 正明	渡 孝志	矢野 博昭
安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一	渡 健一郎
青柳 茂	井上 英二		

(2)欠席者

中野 喬輔	安武 正一
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第5条（知事）

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法第4条（届出）

報告第2号 農地法第5条（届出）

報告第3号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第4号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

報告第5号 農地中間管理事業法18条5項（農用地利用配分計画の公告）

午後3時05分開会

○事務局長（■■■■君） 委員の皆様方、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、令和3年第1回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

定例総会を開会させていただく前に、本日の出席委員の確認をいたします。本日は、■■■■委員、■■■■委員、欠席の連絡をいただいておりますことから出席委員は18名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降の議事進行については、■■■■会長、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日の定例総会でございますが、先に皆様方にお配りをさせていただいております議事日程を一部変更して総会のほうは進めさせていただきたいというふうに思っております。

議事日程を机の上に御準備をよろしくお願ひいたします。

まず、日程の第1、第2につきましては、通常どおり議案審議をしていただく予定としております。報告事項はお読み取りをいただきまして、全員協議会に事を進めてまいります。

依然としてコロナ禍の状況でございます。全国では東京都をはじめとする第2回目の緊急事態宣言が発令されております。福岡におきましても100名から300名ということで感染者の拡大が止まりません。引き続き皆様方におかれましては体調の管理、感染拡大防止策を講じていただきまして、日頃の生活、農作業に励んでいただきたいというふうに思っておりますので、申し訳ありませんが、議事日程を一部変更させていただきましてことを御了解いただきたいというふうに思っております。

事務局からは以上になります。あとは■■■■会長、進行のほうをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（■■■■君） こんにちは。本日は大変寒い中、現地視察、どうも御苦労さまでございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

昨年は度重なる台風による風水害、稲作に対する病害虫ということで農作物が大変な不作に見舞われました。そしてまた、コロナに対しても大変な時期になっております。これに負けんように頑張っていきたいと思っておりますので、本日は皆様方の元気な顔を拝し、安心してこれから先の古賀市農業委員会も十分やっていけるという気持ちでおりますので、喜んで業務に今後励んでもらえると思っております。よろしくお願ひします。

では、ただいまから令和3年第1回古賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、宮本委員さんと青谷委員さんでお願いいたします。

○議長（ 君） では、日程 1、議案第 1 号農地法第 5 条の許可申請について、申請番号 1-26、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の許可申請、申請番号 1-26 について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法 5 条の申請により使用貸借を行い、自己用住宅に転用するという内容でございます。

申請人、申請地等については記載のとおりです。

それでは、まず位置図の説明をいたします。議案書の 2 ページ目をお開きください。

申請地は谷山にございまして、谷山区公民館の南に位置する丸囲み内の斜線部、1 筆となっております。

次に、農地の区分について説明いたします。

本申請地は、北側、東側に一部農地の広がりがありますが、その先において住宅地等による分断があり、農地の広がり 10 ha 未満であることから 2 種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。

議案書の 3 ページ目をお願いします。

3 ページが現況図、4 ページ目が計画図となっております。

4 ページの計画図では、敷地の北側に住宅を建設し、南側に駐車場を設けるものとなっております。乗り入れについては南側の市道から行うこととしております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。まず、雨水につきましては住宅の周囲に雨水枡を設置し、北側の自身の所有する農地に排水管を布設し、北側の農業用水路へ排水することとしております。汚水につきましては、申請地の東側に集落排水枡が来ておることから、こちらに接続することとしております。

次に、切土、盛土について説明いたします。

6 ページ目をお願いします。

6 ページに断面図をつけておりますが、敷地全体 60 cm 程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、10 月 7 日付で地元開発委員会の規約、協議結果を遵守すること、設計変更があれば谷山開発委員会を開催することを条件として承諾者の提出がっております。あわせまして、

区域委員さんの署名、捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

地区委員として説明させていただきます。昨年10月7日の日に現地に集まりまして視察をして審議会いたしましたところ、ちょっと今日見られたら分かりますように取り方が変則になっておると思います。これは相続ですから何も関係ないんですけど、どうしてもああいう形でしか扱えないということで、本人が言う以上、こっちも何も言えませんが、あの状況で許可をいたしております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、採決取らせていただきます。申請番号1—26に対して賛成されます農業委員の方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請で、申請番号1—27、事務局説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号 農地法5条の許可申請、申請番号1—27について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、事務所兼社員寮に転用するという内容でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

申請地は小山田にございまして、小山田公民館の北西に位置する丸囲み内の斜線部2筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地は周囲を宅地等他地目の分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから2種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。

8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

8ページが現況図、9ページが計画図となっております。

本計画では、建設業を営む譲受人が事務所兼社員寮を建設することとしており、敷地内にはそのほか砂利、コンクリート殻を置く資材置場及び運搬用車両、自家用車両を駐車する駐車場を設置することとしております。

建築物につきましては、木造2階建てとなっております、1階が事務所スペース、2階が社員8人が入居できる社員寮となっております、敷地の北側に建設することとしております。

資材置場は敷地の南西側に、トラック等運搬用車両の敷地は北西に、自家用車両・来客車両等普通車を駐車するスペースを南東に配置することとしております。乗入口は北西の市道側としており、道路境界線から1m程度セットバックすることとしております。

次に、雨水雑排水についてですが、雨水排水については事務所の周囲に雨水枥を設けるほか、敷地の東西にグレーチング水路を布設し、北側の農業用水路へ排水することとしております。いずれの水路につきましても、最終枥として油水分離槽を設置することとしております。

汚水雑排水につきましては、集落排水に接続することとしております。

次に、盛土・切土についてですが、資料の10ページ目をお願いします。

こちらに断面図を記載しておりますが、敷地の西側が若干低くなっていることから西側に向けて50cm程度の盛土を行う計画としております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元農区からは雨水排水については能力以上を超えないこと、給水については近隣より間隔を開けてボーリングすること、古賀市等、指導要綱に従うことを条件として水利承諾書の提出がされており、あわせて区域委員さんの署名・捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局説明が終わりました。

何かありましたら、どうぞ。

○委員（4番 君） 地元農業委員から補足説明をいたします。

昨年の11月頃だったと思いますが、2回、開発委員会を開催いたしまして審議、協議をしてまいりました。

先ほど説明がありましたように農業用の水路が北側にあるわけですが、あまり大きな水路でないために一応流量計算をさせて県の基準以内でとにかく収まるということを確認いたしました。それから、2,000m²ぐらいありますので全てをアスファルトとかコンクリで固めると水量が増えるんじゃないかという心配もありましたので、透水性のあるアスファルト仕上げでできるだけしてくれという要求、要望も入れまして、一応設計ではそういうふうにもなっておりますの

で、地元としては承諾をしたところです。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かありましたら。

ちょっといいですか。これは中にお墓がありましたけど、これはどげんなる。

○委員（4番 君） お墓じゃないんです。

○係（ 君） 申請人に確認したところ、現在の所有者のほうでお祓いをして撤去される
とのことです。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案、申請番号1—27に対して賛成されます農業委員の方は挙
手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、日程1、議案第1号農地法5条の許可申請で申請番号1—28、事務局説明をお
願いたします。

○係（ 君） 議案第1号農地法5条の許可申請、申請番号1—28について説明いたし
ます。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い資材置場に転用するという内容で
ございます。

申請人、申請地等については記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。

議案書の11ページ目をお願いいたします。

申請地は筵内にございまして、熊鶴橋の北東に位置する丸囲み内の斜線部3筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は北側、南側、西側を宅地等による他地目の分断があり、東側に農地の広がりがあり
ますが、農地の広がりにつきましては10ha未満であることから2種農地であると判断しており
ます。

次に、計画図の説明をいたします。

12ページ目、13ページ目をお願いいたします。

12ページが現況図、13ページが計画図となっております。

まず、12ページの現況図を見ていただくと、申請地313-2と316の間に里道敷きがございますが、こちらにつきましては現在使用されていないということから、申請者のほうから廃止の申請を行い、譲受人が払下げの手続を行うこととしております。

次に、13ページの計画図についてですが、敷地の南側を入り口としまして、現在こちらに接続する市道の幅員が2.6m程度しかないため、3.5m程度のセットバックを行うこととしております。

次に、敷地内につきましては、碎石舗装をすることとしており、計画図に記載しているとおり重機置場、砂・バラス・碎石置場・型枠置場、足場資材、コンクリート二次製品置場等を配置することとしております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては敷地の西側にU型側溝を設置し、水勾配を設け南側の市道側溝へ油水分離槽を経由して排水することとしております。

汚水につきましては、資材置場であることから発生いたしません。

なお、申請者のほうに確認したところ、仮設トイレ等は設置することです。

次に、切土・盛土について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

こちらに断面図をつけておりますが、今回の申請では整地程度で大きな切土・盛土を行う計画はございません。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元区からは11月23日付で、夜間時のアイドリング等、近隣に騒音等の迷惑がかからないようにすること、8t以上の車両は極力侵入させないこと、完了検査時に図面と相違がないようにすることを条件に承諾書の提出がっております。あわせて、区域委員さんの署名・捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局説明が終わりましたけど何かありましたら、どうぞ。

○委員（3番 君） 筵内の地域委員でございます。この件につきまして、11月と10月に筵内開発委員会を開きましていろいろ検討しました。それで事務局が説明したいろいろな条件をつけまして許可ということにいたしましたので、御審議よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありましたら。

○委員（7番 君） 君の業態なんですけれども、どういう業種なのか、あるいは汚物とか有害物質等が排出されるようなことはないのか、そちらのほうの確認をお願いします。

○係（君） 申請者である君につきましては、古賀市内において土木建築業をされておられます。主に土木工事をされておられますので、こちらに産業廃棄物等を扱う事業者でないということは確認しております。

○議長（君） ほかに何か。

○委員（8番 君） この地域は市街化調整区域ということですけど、その道を挟んだ反対側までのこれは米多比地区になるわけですか。この地域は準都市計画区域ですか。

○係（君） 本申請地は筵内地区になっておりまして市街化調整区域となっております。道を挟んだ側は米多比区、ちょうど区境になっておりまして米多比区につきましては準都市計画区域となっております。

○委員（8番 君） そういう場合、2つの区にまたがっているわけですが、こういう住宅地の横にこういうのを持って来る場合は区が違いますけど、そういうところの了解なんかは得てあるんですか。必要ないんですか。

○係（君） 都市整備課で行っております指導要綱については地元区の意見書というのを添付することとなっております、こちらにつきましては筵内地区のみというふうになっております。

○係長（君） 少し補足をさせていただきますと、農地転用に関しましては隣地承諾というところで皆さんも御存じのように農地転用等の申請がある申請地の周辺に農地がある場合はその土地の所有者または耕作者に承諾をいただくというような形になっております。

基本的には農地法の農地転用になりますと農地以外の部分についてはその隣地承諾は基本的には必要ないということになっておりますけれども、古賀市の事務局としましてはこれまでいろいろな転用等もある中でトラブル等が発生しないように農地以外の近隣の方にも十分な説明、承諾等はよろしく願いしますというようなお願いといたしますか指導といたしますかというところはやっておるところでございます。

○委員（8番 君） 準都市計画区域と市街化調整区域の区の境というのはやはり自分の区じゃないからということで了解も何も要らないことが多いかと思うんですけど、やはり同じ道1つ挟んでの状況下ですので水利区長さん方にはやはり他部落の水利区長さんとの協議も必要じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 確かに言われるように区境ですから協議をしておったほうがあとあと問題ないかと思えますけど。

何かほかにはないですか。どうぞ。

○委員（20番 君） 結構道が狭いのでセットバックされるというのは分かるんですけど、入り口になっていた 君の資材置場のところの敷地のセットバックされているんですけども、その先にコンクリートブロックの枠がありましたけども、あれはどういう意味で、自分のところの土地という意識で、要するに敷地内のコンクリートブロックが道側のところまで出てきているという非常に車だったら危ない状況なんですけど、ああいうのは許されているんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 君さんのセットバックについてもそうですし、今回についてもそうなんですけれども、セットバックをする場合、普通2つのパターンがあって、セットバックをした後、その土地を道路敷きとして市に寄附して道路敷きを広げる場合と、所有地を私有地のまま残しておいて、その車がいきなり道路に出て来ないように緩衝帯を設けるといふ、そういう意味合いでセットバックする場合、その2つのパターンがあって、今回の 君さんもそうなんですけれども乗入口につきましては3.5m程度、自分の敷地側に奥に引き込んで出入りをするような形にしておいて、所有地自体は本人さんの土地という所有権自体は移転させないこととしておりますので道路ではございませんので、そこに構造物を置いてはいけないとかいうそういう決まりというのはないところです。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（20番 君） 前の住民からすると何かよくテレビでもよく報道されるように私有地なんで今まで既得権がある人は通ってもいいけどもそれ以外は通さないとかいふ、何か心の狭い方がたくさんいらっしゃるんですけども、何かああいうのがセットバックしてああいう障害物がそのまま残ってしまうわけですか。要するに先にセットバックされて、今度新しいところがセットバックされますよね。セットバックされて要するに皆さん、その障害物を設けませんか自由にお通りくださいという人とああいうふうに自分のところの所有地というところででっぱりを造るといふ、ある意味では非常に危険だし、多分前の住宅地の方というのは言われればあれはのけてくれというふうな話になると思うんですけども、そこら辺、行政としてはああいう形をそのまま残されるわけですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 先ほども御説明いたしました、土地自体、所有権は私有地のままでありますので、そこについて市のほうからお願いをすること、地元からもお願いをすることはできるんですけども、最終的にどういうふうな形状にされるかというのは土地の所有者の意思が優先されるところでございまして、今回、セットバックをしているというのは市道のほうに急にトラックが出て来ないようにというそういう意味で少し奥まったところに入り口を造って、そして周囲の左右の安全確認ができるという、そういう意味合いからセットバックをされているのではないかなというふうに考えております。

○委員（20番 君） セットバックは強制的にしなくていいということですか、あれは。

○係（ 君） セットバックについては法的にそういう義務があるわけではなくて、あくまで地元と市からのお願いという、お願いベースの話でございます。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 補足をさせていただきますと、セットバックにつきましては開発行為の内容にもよってまいります。その道路に、事業に面した部分の道路幅員というものが確実に4.5mとか6m要りますという事業もありますので、その際には法的に確実にセットバックをしていただかないと、まずその事業の開発行為ができないというような、開発のほうの案件にはなってきますけども、そういう部分もございまして、また今回のように任意の中でされるという部分についてはお願いの範囲であったり、申請者の協力の範囲というところになってくるかというふうに思っております。

以上であります。

○委員（20番 君） 資材置場の方で最高8.5tまでの車でお願いしますという要望を出されていますよね。あくまでもお願いなんで、10t車が入ってきても強制力はないと思うんですけどもああいう障害物を残されると、あれは奥のあれというのは8.5tは入らないんじゃないですか、ああいう障害物があると。

○係（ 君） 8t以上の車が極力入らないようにすることという地元との紳士協定といいますかお約束といいますか、そういう極力入らないようにすることというお願いベースの話であろうかと思えます。なるべく8t以上の車が入らないように申請者のほうにはそういうような条件として伝わっているものと考えております。

○委員（20番 君） 設計図では重機がここに3台ぐらい置いてありますけど、多分これはトラックに乗せてから多分運ばれるんだと思うんですけど、結構大きな重機だったら多分幅が10t並みの大きさになるんじゃないですか、重機置場にもなっていますから。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） ただいまの 委員が言われている分については、今回の申請地の手前のほうの、以前に転用されている部分になってくるかと思えます。こちらについてのセットバックの内容についてはその当時の指導要綱、指導要綱に係っていれば指導要綱の内容、また農地転用は確実に行われていると思えますので、その内容をちょっと確認しないとそこについては任意であったかどうかという、また地元とのお約束はどのようになっていたかというのを確認しないとなかなかお答えできない部分がございますので、その点についてはまだ確認をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君） ようございますか。事務局は確認して、できれば次回でも報告してもらえれば助かると思えますが、どうぞ。

○委員（5番 君） 関連質問ですけど、セットバックの在り方で任意のセットバックと、どうしても開発のときには道路4.5mを確保しないと開発ができませんというセットバックの2つのがあるということしたが、強制力を持つセットバックの場合については私道が4.5になるように登記簿上、その分についてセットバックした分は市が確実に市道としてやっていらっしゃるのか、そのまま放置になるか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） セットバックされた部分についての取扱いということでの御質問かと思っております。

こちらにつきましてはそのときのその場所の状況であったり幅員等の関係であったり、そこは行き止まりの道路であれば市道として認定できない部分だったり、いろいろ条件がございますので、その都度担当課のほうで判断をさせていただいているかというふうに感じております。

以上であります。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決を取らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、日程1、議案第1号の第5条で申請番号1—28に対して許可されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程2、議案第2号基盤強化法第19条（農用地集積計画

の公告)で申請番号の1-148から1-165まで、事務局、一括でお願いしたいと思います。

それで、これを終わりました後は報告になりますからあと報告は事務局のほうに全部任せていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○係(君) 議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で8件、更新で10件の利用権設定の申出がっております。

また、 会長、 委員、 委員、 委員が関係者になりますことから一時退席をお願いいたします。

(会長、 委員、 委員、 委員 退席)

○係(君) 当議案につきましては、以降、 副会長に進行をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

まず、新規の申出につきまして、15ページ、申請番号1-148、所在、筵内湯ノ裏、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積3,449m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-149、所在、薦野貝地、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積964m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和13年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、16ページ、申請番号1-150、所在、谷山後田、恵下、節原及び大塚。登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、合計面積4,894m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-151、所在、谷山後田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,110m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-152、所在、薬王寺荒尾、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積953m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-153、所在、新原水上、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,754m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、18ページ、申請番号1-154、所在、新原水上、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、合計面積4,179m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和

3年1月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1-155、所在、筵内森ノ前、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、合計面積3,106m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年1月13日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

なお、19ページ、申請番号1-156から、24ページ、申請番号1-165までは更新の申出となっておりますので説明は割愛させていただきます。

以上、新規の申出につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名、捺印をいただいておりますことから市にて受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局から説明されましたが、何か質問のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

○委員（8番 君） 渡し人の年齢を記入するわけにはいかないんでしょう。大体何歳ぐらいでもう農業をリタイヤされるのかなというのが傾向が分かるんじゃないかなと思うんですけど、いろいろ事情があって貸してあるんでしょうけど、そういうのは難しいですか。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係長（ 君） ただいまの御質問なんですけど、多分、安武委員が言われている意味としましては、古賀市の農業の傾向をお知りになりたいという部分かと思っております。もし必要であれば、そういう場面、今回、全員協議会で報告させていただきますけれども検討会を農業委員会のほうでも立ち上げさせていただいておりますので、そういうところでお出しするという形にさせていただいて、特に今回の基盤法に関する審議に関してその情報は必要ないのであれば、別の方向で情報を出させていただくということで御了承いただければなというふうに思っております。

以上であります。

○委員（8番 君） 結構です。

○議長（ 君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を取りたいと思います。賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手9／9名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

以上でございます。

〔 会長、 委員、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） 以上で議案を終了します。

午後 3 時 40 分閉会
